

諮問第十四号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年九月八日提出

青 森 市 長

鹿 内

博

審査請求書（下水道使用料1）

平成27年5月29日(金)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴

下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市造道2丁目8-19 ロイヤルシャトーヴィル102
氏 名 三国谷由貴
年 齢 31歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年4月27日
付け平成27年4月分下水道使用料納入通知書による処分。

3. 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日

平成27年4月30日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以
下のとおり違法である。

(1) 企業局長発行の「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書(納付制)27年4
月分」(以下「本件通知書」という。)が平成27年4月30日に郵送されてきた。

(2) 審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用
料を貴職に納付する義務を負うものであるが、本件通知書には貴職の名前が一切記載
されていない。企業局長が本件通知書を発行する権限を有し、審査請求人が企業局長
に下水道使用料を納入しなければならないのかについての根拠が何ら示されていな
い。また、審査請求人の青森市に転入した際に配付された「新しく入居される方へ(青
森市水道部)」にも下水道使用料を企業局長が発行する納入通知書により納付すべ
き旨の記載はない。下水道使用料徴収権限を有する貴職以外の者からのかのような本件通
知書は違法であり、本件処分は無効であり取り消されるべきである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
意見陳述は希望しません。

